

近隣への建築工事等の 事前説明のお願い

建築工事等関係の皆様へ

横浜市では、一定規模以上の建築工事、造成工事、解体工事等については、近隣の住民や土地の所有者等への事前説明を「横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境に関する条例」及び「横浜市開発事業の調整等に関する条例」により義務化しています。

しかし、条例の対象とならない規模の建築工事、擁壁工事、解体工事等については、条例による事前説明の義務が無く、事前説明がなされないことがあるために、近隣の住民からの不安の声が多く寄せられています。

そこで、近隣の住民等の不安を軽減するため、また円滑に工事を進めるためにも、建築工事等の事前説明を積極的に行っていただくようお願いいたします。

説明方法等の定めはありませんが、図面等を使用してわかりやすい説明をお願いいたします。

【説明内容の例】

建築主（築造主）、施工者、設計者、
計画や工事に係る連絡先、工期、
工事内容に関すること（用途、規模、
配置、高さ、構造 等）



【説明方法の例】

個別訪問、説明会、資料の投函 等

【このチラシに関するお問合せ】

〒231-0012 横浜市中区相生町3丁目56番地1 KDX横浜関内ビル5階
横浜市 建築局 建築指導部 情報相談課
電話：045-671-2953